

2004年度 事業計画

【目的】

競技者等と競技団体等との紛争の仲裁による解決を円滑に行うための事務等を遂行することにより、スポーツ界の発展に資することを目的とする

1. スポーツ仲裁事業

(1) スポーツ仲裁に係る基本計画の策定

- ・ 現行スポーツ仲裁規則の改訂
 - スポーツ仲裁規則
 - 仲裁人報償金規程
- ・ 特定合意に基づくスポーツ仲裁規則の策定

(2) スポーツ仲裁事務

- スポーツ仲裁パネルの設置・運営
- 仲裁人候補者リストの作成・更新

2. スポーツに関する法及びスポーツ仲裁に関する事業

(1) 教育・啓発事業

- ・ スポーツ仲裁法研究会の開催
 - スポーツ仲裁・スポーツに関する法の研究をし、仲裁人候補者である研究会メンバーのスポーツ仲裁・スポーツに関する法に対する理解を深め、またその成果を公表することによって広く一般の知識レベルの向上に資する。年2～3回程度開催予定。なお、昨年度は3回開催した。
- ・ スポーツ仲裁シンポジウムの開催
 - 2004年秋に開催を予定する。このシンポジウムはスポーツ法研究会での研究の成果をもとに、広く社会にスポーツ法・スポーツ仲裁の意義と重要性をさらにアピールすることを目的とする。
- ・ スポーツ仲裁に関する説明会開催
 - スポーツ仲裁・スポーツ法の理解のためアスリート・各競技団体等向け説明会年1～2回程度開催予定。

(2) 情報収集・管理・提供事業

・ ホームページ更新作成

英語版についてもできる限り早く作成する。基本的に予算・決算等も含め全ての情報を公開する。

・ スポーツ仲裁、スポーツに関する法に関する文献収集、及び文献リストの公表

スポーツ仲裁、スポーツに関する法を題材とした文献を収集し、それらのリストを作成し、ホームページ等で公表する。

(3) ICAS (International Council of Arbitration for Sport、スポーツ仲裁国際理事会)との情報交換及び交流

3 . その他この機構の目的を達成するために必要な事業

以上